

## 労働相談の専門機関における相談の例

### 1 東京都（労働相談情報センター）

- ① パートタイム労働者にも有給休暇の適用もあるということを事業主が認識していない事例
- ② 退職金は、労働基準法上に根拠があるわけではなく、就業規則に明記されている場合に支給義務があることを労働者が認識していない事例
- ③ 解雇と退職の違いを理解できておらず、労働者が事業主の求めるままに退職願を書いてしまう事例
- ④ 試用期間中であっても、14 日経過すれば労働基準法の適用があることを事業主が認識していない事例
- ⑤ 事前連絡もなく勝手に仕事を辞めてはいけないことを労働者が認識していない事例
- ⑥ 給与の全額払い・一括払いの原則及び相殺の禁止を事業主が認識していない事例 等

### 2 東京労働局

- ① 労働条件を書面で明示することを労使双方ともに認識していない事例
- ② 労働条件の不利益変更は、労働者の事前合意や引き下げについての合理的理由が必要であることを事業主が認識していない事例
- ③ 民法上の契約解除の方法等を労使双方ともに認識していない事例や労働者に義務を果たす意識・他者への配慮が希薄である事例
- ④ 法令知識や労務管理経験の少ない若い労働者が店長を任されることの多い多店舗展開をしている企業において、解雇の手続き等を事業主が認識していない事例
- ⑤ 解雇と退職の違いを認識できておらず、労働者が事業主の求めるままに退職届を提出してしまう事例
- ⑥ パワハラなどの人格権侵害についての不法行為責任やパワハラ等に対する社内教育の徹底等の必要性を事業主が認識していない事例 等